

**(仮称)駅前大橋線軌道建設事業に係る環境影響  
を受ける範囲であると認められる地域の選定書**

**広 島 市**



## 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

「広島市環境影響評価条例」(平成11年3月31日広島市条例第30号)に定められる環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、「技術指針」(平成11年6月1日広島市公告)に基づき、都市計画対象事業の実施を予定している区域及び既に入手している情報によって1以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業計画地敷地境界から100mの地域を選定した。

本事業の実施による環境要素ごとの環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、表-1及び図-1に示すとおりである。

表-1(1) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

環境要素	環境影響を受ける範囲であると認められる地域
大気質 (窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び粉じん等)	<p>【建設機械の稼働】 建設機械の稼働台数は比較的少なく、かつ、その期間が限定される。また、環境影響評価の結果から大気質の環境基準は達成しているが、事業計画地周辺の家屋等の分布状況を考慮し、敷地境界から100mの範囲までを対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p> <p>【工事用車両の走行】 工事用車両の走行台数は比較的少なく、かつ、その期間が限定される。また、環境影響評価の結果から大気質の環境基準は達成しており、工事用車両による寄与率も非常に小さいことから、工事用車両の走行ルートと想定している県道広島三次線、県道広島海田線、市道中広宇品線及び市道駅前吉島線の道路沿道は、環境影響を受ける範囲外とした。</p> <p>【切土工等又は既存の工作物の除去】 工事規模は比較的小さく、かつ、その期間が限定される。また、環境影響評価の結果より粉じんによる影響は少ないものと考えられるが、事業計画地周辺の家屋等の分布状況を考慮し、事業計画地周辺を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p>
騒音	<p>【建設機械の稼働】 大気質と同様の範囲とした。</p> <p>【工事用車両の走行】 大気質と同様の範囲とした。</p> <p>【路面電車の走行】 環境影響評価の結果から騒音の環境基準は達成しているものの、事業計画地周辺の家屋等の分布状況を考慮し、路面電車が走行する道路沿道を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p>
振動	<p>【建設機械の稼働】 大気質と同様の範囲とした。</p> <p>【工事用車両の走行】 大気質と同様の範囲とした。</p> <p>【路面電車の走行】 騒音と同様の範囲とした。</p>

表-1(2) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

環境要素	環境影響を受ける範囲であると認められる地域
水質 (水の汚れ、 水の濁り)	【切土工等又は既存の工作物の除去】 環境影響評価の結果より水質への影響はほとんどないものと考えられるが、猿猴川の事業計画地周辺を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
土壌汚染	【切土工等又は既存の工作物の除去】 環境影響評価の結果より土壌汚染の影響はほとんどないものと考えられるが、土地改変予定箇所である事業計画地を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
日照障害	【軌道施設（嵩上式の存在）の存在】 環境影響評価の結果より日照障害の影響はほとんどないものと考えられるが、事業計画地周辺を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
電波障害	【軌道施設（嵩上式の存在）の存在】 環境影響評価の結果より電波障害の影響はほとんどないものと考えられるが、事業計画地周辺を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
景観	【軌道施設の存在】 環境影響評価の結果より景観への影響はほとんどないものと考えられるが、事業計画地周辺を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
廃棄物等	【切土工等又は既存の工作物の除去】 環境影響評価の結果より廃棄物等の影響はほとんどないものと考えられるが、廃棄物等が発生する事業計画地を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。
温室効果ガス等 (二酸化炭素)	【路面電車の走行】 環境影響評価の結果より温室効果ガス等の影響はほとんどないものと考えられるが、温室効果ガス等の影響の起因となる事業計画地を対象に環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。

